

光市業務改革（B P R）支援業務

公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年 4 月

光市 政策企画部 行政経営室

1 趣旨

この要項は、令和7年度に実施する光市業務改革（ＢＰＲ）支援業務を受託する優先交渉権者を特定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務名

光市業務改革（ＢＰＲ）支援業務

3 業務の内容

別紙「光市業務改革（ＢＰＲ）支援業務仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）」のとおり。ただし、仕様書（案）は、本市が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、特定された者の企画提案内容に応じて契約段階で仕様を変更することがある。

4 委託料の上限額

本業務に関する費用の上限は次のとおりとする。ただし、この額は予定価格を示すものではない。

- （１）ＢＰＲ支援業務（仕様書（案）の「８ 業務内容」における（１）から（６）及び（８）に関する業務）

１，６５０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- （２）ＢＰＲ研修業務（仕様書（案）の「８ 業務内容」における（７）に関する業務）

１，１００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 受託者の選定方法

- （１）方式

公募型プロポーザル方式

- （２）選定審査実施機関

光市業務改革（ＢＰＲ）支援業務優先交渉権者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）。

- （３）選定審査方法

参加表明書類及び企画提案書類の内容、企画提案書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを基に、本市が設置する選定委員会において、別表１の審査における評価項目により審査を行い、最も評価点が高く、標準点数（全体の６０％）以上である参加事業者を本業務の受託に最も適した者（以下「優先交渉権者」という。）として特定する。

なお、参加事業者が１者のみでも実施する。

6 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

なお、資格要件の確認基準日は、参加表明書類の提出日とし、契約締結までの期間に参加事業者が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできないものとする。

- (1) 地方公共団体が発注した本業務と同種の業務について、過去 5 年以内（令和 2 年度から令和 6 年度）に受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りではない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (7) 山口県内に事業所等を有すること。

8 実施スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については光市の休日に関する条例（平成 1 6 年光市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

期 日	事 項
令和 7 年 4 月 2 2 日（火）	プロポーザル公告
令和 7 年 4 月 2 2 日（火）～令和 7 年 5 月 2 日（金）	参加表明書類受付期間
令和 7 年 4 月 2 5 日（金）	参加表明に関する質問書受付期限
令和 7 年 4 月 2 2 日（火）～令和 7 年 5 月 7 日（水）	資格審査結果の通知
令和 7 年 5 月 8 日（木）～令和 7 年 5 月 2 1 日（水）	企画提案書類受付期間
令和 7 年 5 月 1 5 日（木）	企画提案に関する質問書受付期限
令和 7 年 6 月上旬	プレゼンテーション等の実施
令和 7 年 6 月中旬	審査結果の通知

9 質問及び回答

(1) 質問ができる者等

質問ができる者は、参加表明の予定がある者とし、質問内容は、参加表明書類及び企画提案書類の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとする。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

質問書（様式第9号）に必要事項を記入の上、持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、FAX又は電子メールの場合は、着信確認を行うこと。

(3) 質問書提出期限

参加表明に関する質問：令和7年4月25日（金）午後5時15分まで

企画提案に関する質問：令和7年5月15日（木）午後5時15分まで

(4) 提出先

光市政策企画部行政経営室行政経営係

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

電話番号：0833-72-1415

FAX番号：0833-72-1436

電子メール：gyouseikeiei@city.hikari.lg.jp

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則2日（休日を除く。）以内に、質問者に対して、FAX又は電子メールにて行う。また、受理した質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、本市ホームページにおいて公開する。ホームページに掲載した回答事項については、本実施要項（仕様書（案）を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

10 参加表明書類の提出

(1) 提出期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月2日（金）まで

持参の場合の受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出場所

光市政策企画部行政経営室行政経営係

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間内に必着とすること。

(4) 提出書類

提出部数 1 部

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 参加資格要件等確認書（様式第 2 号）

ウ 会社概要調書（様式第 3 号）

エ 業務実績調書（様式第 4 号）

オ 税の未納・滞納がない証明書

公告日前 3 箇月以内に発行されたもので、写し可とする。

（ア）本社が国に納める全ての税（納税証明書その 3 の 3）

（イ）本社所在地の都道府県に納める全ての税

（ウ）本社所在地の市町村に納める全ての税

(5) 参加資格審査

提出された参加表明書類に基づき、行政経営室において参加資格の有無を審査し、参加表明書類を提出した全ての参加表明者に、参加資格審査の結果を文書で通知する。

1 1 企画提案書類の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 8 日（木）から令和 7 年 5 月 2 1 日（水）まで

持参の場合の受付時間は、休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 提出場所

光市政策企画部行政経営室行政経営係

〒 7 4 3 - 8 5 0 1 山口県光市中央六丁目 1 番 1 号

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間内に必着とすること。

(4) 提出書類

提出部数 正本 1 部 副本 6 部

ア 企画提案書（様式第 5 号ほか）

企画提案書は様式、縦横の向き、ページ数は自由とするが A 4 サイズとすること。

A 3 の折り込みは可。正本には、表紙に企画提案書（様式第 5 号）を添付し、任意の様式で仕様書（案）の「8 業務内容」について具体的な提案を行うこと。

イ 業務実施体制（様式第 6 号）

ウ 参考見積書（様式第 7 号及び様式第 8 号）

仕様書（案）及び企画提案書により提案する内容を実施する場合に要する費用を B P R 支援業務、B P R 研修業務ごとに算定し、見積もること。なお、見積金額内訳書の様式は自由とするが正本には代表者印を押印すること。

（5）企画提案書類の修正

企画提案書類を受理した後の修正、追加は認めない。

1 2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書類を提出した者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを参加事業者ごとに実施する。参加事業者は、提出した企画提案書類に沿ってプレゼンテーションを実施すること。

（1）開催日（予定）

令和 7 年 6 月上旬

（2）プレゼンテーション実施者

出席者は 3 名以内とし、当該業務に精通する者が出席すること。

（3）所要時間（予定）

ア プレゼンテーション

2 0 分以内

イ ヒアリング

1 5 分程度

（4）注意事項

ア 開始時刻等については、別途連絡する。

イ 原則、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI）は光市が用意するものを使用すること。

（5）審査結果の通知

選定委員会で審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全ての参加事業者に結果を文書で通知するとともに、優先交渉権者の名称を公表する。また、選定結果についての異議申し立てはできないものとする。

1 3 契約の締結

審査結果に基づき優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。なお、業務委託条件、仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。

また、提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範

囲内とする。

1 4 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 市が提示した委託料上限額を超える額の参考見積書を提出したもの
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (7) その他本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

1 5 その他

- (1) 参加表明書類の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 1 0 号）を行政経営室に提出するものとする。

なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な扱いを受けることはない。

- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- (3) 提出された参加表明書類及び企画提案書類は返却しない。

なお、提出された参加表明書類及び企画提案書類は、選定以外の目的で参加表明者に無断で使用しない。

- (4) 提出された企画提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

なお、企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰すものとする。

- (5) 本プロポーザルは優先交渉権者等の特定を目的に実施するものであり、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。

- (6) 本プロポーザル手続において本市が配布した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

- (7) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

- (8) 参加表明書類、企画提案書類の提出及びプレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加表明者の負担とする。

- (9) 審査内容は非公開とする。また審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。

別表 1 審査における評価項目等

評価項目	評価の内容	配点
業務実績	同種・類似業務の履行実績があるか。	20
業務実施体制	本業務を円滑に遂行できる実施体制となっているか。	20
業務理解	本業務の目的及び内容を的確に把握・理解しているか。	10
スケジュール	本業務を遂行できる計画的なスケジュールとなっているか。	10
提案内容の有効性	次の項目に関する考え方や方法が具体的に示され、現状を的確に把握できる提案となっているか。 ・業務フローの作成 ・工程別工数調査 ・課題抽出	30
	次の項目に関する考え方や手法が具体的に示され、実効性のある提案となっているか。 ・業務の改善策案の検討 ・業務改善方針の策定 ・次年度予算要求に向けた提案	30
	職員のBPR機運を醸成し、継続的にBPR手法を活用して自走化できる提案及び研修内容となっているか。	30
	本業務に関して有効と考えられる独自の提案が盛り込まれているか。 ・担当職員の抱える定性的な課題を抽出するための工夫等	30
参考見積額	提出された参考見積の額について、一定の基準により評価する。	20